

地 域 再 生 計 画 (案)

1 地域再生計画の名称

「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住環境推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

ひたちなか市

3 地域再生計画の区域

ひたちなか市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

ひたちなか市は、東京から約110kmの距離に位置し、常磐自動車道、北関東自動車道の高規格幹線道路をはじめ、JR常磐線、ひたちなか海浜鉄道、茨城港常陸那珂港区といった産業インフラが充実し、年間約200万人の来場者でにぎわう国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場等の観光資源、日立グループやその関連企業である製造業が数多く立地するなど、人口約15万5千人の産業豊かな都市である。

かつては、高度経済成長期の急速な都市化の進展により、昭和30年前半までは清流を保ち水浴等が可能な河川であった那珂川水系に属する中小河川（本郷川、大川、中丸川、早戸川）は、産業排水や市街地からの生活排水の流入により、急激に水質汚濁が進んだ。この状況を改善すべく、昭和46年以降、水質汚濁防止法等の施行に伴う産業排水起因の水質汚濁の改善及び公共下水道の整備に着手した。その結果、産業排水起因の汚濁は軽減され、市内中小河川における汚濁負荷の要因は生活排水が占める状況となった。

現在では、ひたちなか市第3次総合計画並びにひたちなか市環境基本計画、ひたちなか市環境基本条例（平成12年条例第15号）の基本理念に基づき、豊かな自然を次世代へ継承する施策として、衛生的で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水環境の保全を図るため、土地区画整理事業の進捗や地域の実情に即した公共下水道の整備と公共下水道事業計画区域外を合併処理浄化槽の設置促進と互いに役割分担を図りながら事業を推進している。

今後は、本市においても人口減少・少子高齢化社会や施設の老朽化等の社会環境の変化による都市の低密度化が懸念されており、持続可能な都市づくりを可能にするため、拠点となる地区へ都市機能や居住を集約し、安心して住み続けられる快適な居住環境を確保しながらまちづくりを推進していく必要がある。

4-2 地域の課題

現在、ひたちなか市では7つの地区で土地区画整理事業を展開しているが、経済状況等による収支悪化に歯止めをかけるため、都市計画道路や雨水排水施設の整備等の公共性の高い事業を優先することを基本に、令和元年度までにすべての地区において、全体事業費の抑制と事業期間の短縮を図る大幅な事業見直しを実施した。その結果、見直しの間は、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置進捗は鈍化した。今後迎える人口減少・少子高齢化社会や施設の老朽化等の社会環境の変化に対応し、持続可能で安定した汚水処理を実施していくためには、バランスの取れた都市構造の構築とともに、安心して住み続けられる快適な居住環境を整備していくことが不可欠であるため、充実した社会インフラを確保する観点から、今後も継続して、早期完了に向けて動き出している土地区画整理事業と連動した公共下水道と合併処理浄化槽の一体的かつ速やかな整備が必要な状況にある。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により、土地区画整理事業計画区域に公共下水道を整備し、公共下水道の整備が届かない範囲を合併処理浄化槽の設置で補てんする。公共下水道及び合併処理浄化槽の一体的な整備を推進することにより、土地区画整理事業の早期完了と当該地区の衛生的で快適な居住環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。

また、人口減少・少子高齢化社会や施設の老朽化等の社会環境の変化に対応するため、関連事業の一つであるクラウドシステムの活用による下水道台帳のデジタル化を進める。さらに、既に市下水浄化センターにおいて運用している運転操作の可視化システムを拡大するべく、市内に3か所ある汚水中継ポンプ場の運転可視化システムの導入や、マンホールポンプ場の運転可視化システム・遠隔監視通報装置の設置を行うこととし、最新のデジタル技術による施設等の効果的・効率的な維持管理を進めていくことで、安心して住み続けられる快適な居住環境の確保に資するものとする。

これらの取り組みを通じて、拠点となる地区へ都市機能や居住を集約した都市のコンパクト化を推進し、良好な居住環境を整備していくことで、まちに対するシビックプライドを高め、多くの「まちのファン」を獲得していくことで、移住促進や定住人口の確保に繋げていくことを目指すものである。

(目標1) 年間転出超過数の減少

185.8人(令和5年度) → 0人(令和11年度)

(目標2) 河川環境基準測定地点(4地点×12回)における透視度50度以上達成率を75%以上に維持

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

河川の水質改善を進め、豊かな水環境の保全及び快適な居住環境の確保のため、公共下水道については事業計画区域のうち、令和2年度から令和6年度までの「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画」に基づき整備を行っていた佐和駅東地区及び阿字ヶ浦地区の整備を継続して行うとともに、更なる汚水処理施設の整備を推進し、中心市街地の居住機能の強化を図るため、新たに六ツ野地区及び武田地区の整備を実施する。佐和駅東地区及び武田地区は、JR常磐線の佐和駅・勝田駅の徒歩数分圏内に位置しており、特に佐和駅東地区は、令和5年度に東西自由通路が完成し、東口の利便性が大きく向上したことから、駅前整備と連動したさらなる居住誘導を行える地区である。阿字ヶ浦地区は、JX金属株式会社の新規工場建設、ひたち海浜公園南口に隣接するひたちなか海浜鉄道の新駅設置が決定しており、公共交通政策や企業誘致に連動し、早急に下水道整備を実施する必要がある。

また、公共下水道の事業計画区域、農業集落排水施設の既整備区域と常陸那珂公共下水道区域を除く市内全域について合併処理浄化槽の整備促進を図り、汚水処理施設の総合的な整備を行う。その他関連事業として、(1)公共下水道水洗化普及啓発活動、(2)環境教育・環境学習の推進、(3)環境保全活動の推進、(4)デジタル化の推進、(5)PPP/PFIの推進を実施することにより、安心して住み続けられる居住環境の確保を図り、まちに対するシビックプライドの向上及び多くの「まちのファン」を獲得していくことで、「ひとが咲くまち。ひたちなか」の創造を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生汚水処理施設整備交付金【A3009】

- ・公共下水道・・・令和6年2月（単独公共下水道及び流域関連公共下水道）に事業計画策定（変更）

[事業主体]

- ・ひたちなか市

[施設の種類]

- ・公共下水道
- ・個人設置型浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道・・・・・・・・・・ひたちなか市佐和駅東地区、阿字ヶ浦地区、六ツ野地区、武田地区
- ・浄化槽（個人設置）・・・・・・・・ひたちなか市の全域（ただし、公共下水道の事業計画区域、農業集落排水施設の既整備区域と常陸那珂公共下水道区域を除く。）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 令和 7 年度～令和 1 1 年度
- ・ 個人設置型浄化槽 令和 7 年度～令和 1 1 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 $\Phi 200\sim 250\text{mm}$ L = 10, 334m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 1, 125 基

なお、施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道・・・事業計画区域全域（整備済区域を除く）で 1, 500 人
- ・ 浄化槽・・・ひたちなか市全域（ただし、公共下水道の事業計画区域，農業集落排水施設の既整備区域と常陸那珂公共下水道区域を除く）で 2, 812 人

[事業費]

公共下水道

事業費 1, 541, 000 千円（うち、交付金 770, 500 千円）

個人設置型浄化槽

事業費 493, 200 千円（うち、交付金 164, 400 千円）

合計 事業費 2, 034, 200 千円（うち、交付金 934, 900 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

	基準年 R 5	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
指標 1 公共下水道整備の促進 下水道処理人口の増加（人）	105, 354	105, 954	106, 254	106, 554	106, 854	107, 154
指標 2 河川の水質 河川環境基準点測定地点の透視度 50 度以上達成率の維持（%）	83%	75%	75%	75%	75%	75%

指標 1 については、年度末の下水道処理人口の状況を把握し、指標 2 については、水質調査の結果から算出し、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

公共下水道及び合併処理浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、安心して住み続けられる快適で魅力のある居住環境を確保する地域再生計画の目標達成に資するとともに、連携により汚水処理施設の整備費用を抑制できるという点で、先導的な事業となっている。

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、ひたちなか市国土強靱化地域計画に基づき実施するものである。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 公共下水道水洗化普及啓発活動

内 容 水洗化普及員として専属職員2名を雇用し、日常的に下水道未接続世帯に対する啓発を実施するとともに、接続率の低い地区を重点的に職員による啓発活動を実施する。また、街頭キャンペーンにより、普及啓発活動も実施する。

実施主体 ひたちなか市

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(2) 環境教育・環境学習の推進

内 容 小中義務教育学校、事業者等の日頃の環境学習成果や環境保全活動を発表する場としての「環境シンポジウム」の開催や、市民の環境に関する意識の啓発とひたちなか市環境基本計画について、理解の向上を図ることを目的とした「環境講座」を実施する。また、小中義務教育学校における環境教育活動を推進するため、環境学習副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、授業で活用する。

実施主体 ひたちなか市、ひたちなか市教育委員会、小中義務教育学校、市民

実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(3) 環境保全活動の推進

内 容 海岸クリーン運動、地域清掃活動を通じてコミュニティ組織や自治会を中心にパートナーシップを形成し、地域における自主的な美化活動を促進する。

実施主体 ひたちなか市, コミュニティ組織, 自治会等
実施期間 海岸クリーン運動 毎年7月
地域清掃活動 毎年11月～12月

(4) デジタル化の推進

内 容 クラウドシステムの活用による下水道台帳のデジタル化及び住民公開を実施する。さらに、農業集落排水事業との連携を強化するため、現在の下水道台帳に農業集落排水事業地内のデータを加え、公共下水道と農業集落排水の一体的な管理を推進する。また、既に市下水浄化センターにおいて運用している運転操作の可視化システムを拡大するべく、市内に3か所ある汚水中継ポンプ場及び52か所あるマンホールポンプ場の運転可視化システムを行う。マンホールポンプ場の異常時の監視及び水位監視等計測データを収集するため、遠隔監視通報装置を設置する。施設情報や維持管理情報のデジタル化を強化することにより、緊急時対応の迅速化や通信費の削減をはじめとする業務の効率化や蓄積データを活用した管理の高度化が可能となり、事業の持続性向上に繋げる。

また、公共下水道・浄化槽ともに各事業の申請手続きについて電子化を進め、デジタル社会に寄与できる取組を実施する。

実施主体 ひたちなか市
実施期間 令和7年4月～令和12年3月

(5) PPP／PFIの推進

内 容 既に実施している市下水浄化センター・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ場の包括管理委託契約を継続し、さらに発展させるべく、ウォーターPPPの導入を進める。また、公共下水道事業の包括管理委託契約に農業集落排水事業を加え、公共下水道と農業集落排水の一体的な管理を目指す。

広域連携の取組として、市下水浄化センターで発生する汚泥を県が運営する那珂久慈流域下水道の浄化センターにおいて共同焼却処理を実施しており、取組については今後も継続する。

実施主体 ひたちなか市
実施期間 令和7年4月～令和12年3月

6 計画期間

令和7年度～令和11年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後にひたちなか市が達成状況の調査等を行い、速やかに状況を把握する。また、必要に応じて事業の見直しを図る。

定量的な目標に関わる基礎データは、茨城県及びひたちなか市のデータを用いて、中間評価及び事後評価の際には、担当課からの調査・集計等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和5年度 (基準年度)	令和9年度 (中間年度)	最終目標
目標1 年間転出超過数の減少	185.8人	61.9人	0人
目標2 河川環境基準測定地点（4地点 ×12回）における透視度50 度以上達成率	83.3%	75.0%以上	75.0%以上

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
年間転出超過数の減少	ひたちなか市の年度集計データより過去5年間の転出超過数の平均値を算出 ※評価年度をN年度とし、N-1年度からN-5年度の平均値を採用
河川環境基準測定地点 (4地点)における透 視度50度以上達成率	ひたちなか市の毎年の公表データ「ひたちなか市の環境に関する報告書」より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（ひたちなか市のホームページ）により公表する。